

那賀川学識者会議運営規約（案）

（趣旨）

第1条 「那賀川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、1，2は、四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び徳島県知事（以下「知事」という。）に、3は、局長に意見を述べるため四国地方整備局に那賀川学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

- 1 那賀川水系河川整備計画（「以下、河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法16条2第3項）
- 2 河川整備計画の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）

（構成）

第2条 委員は、那賀川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

- 2 学識者会議は、別表-1の委員で構成する。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（事務局）

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 学識者会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

（会議の開催）

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

（情報公開）

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附則)

この規約は、平成26年12月9日から施行する。
当初 平成18年11月14日
第1回改正 平成26年1月31日
第2回改正 平成26年5月20日
第3回改正 平成26年12月9日

別表－ 1

氏 名	専門分野	所 属
いしかわ たかこ 石川 隆子	高齢福祉	富士医院 事務長
うずおか りょうすけ 渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエ ンス研究部 教授
おさだ けんご 長田 健吾	水工水理学・河川工学	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 准教授
かくどう ひろふみ 角道 弘文	農業水利	香川大学工学部安全システム建設工 学科 教授
かわぐち よういち 河口 洋一	河川生態学・自然再生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエ ンス研究部 准教授
たむら たかお 田村 隆雄	森林水文学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエ ンス研究部 准教授
ないとう なおき 内藤 直樹	文化人類学	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・ア ンド・サイエンス研究部 准教授
なかむら まさひろ 中村 昌宏	地域経済学	徳島文理大学総合政策学部 学部長
むとう やすのり 武藤 裕則	洪水防御（河川工学・ 水工学・水理学）	徳島大学大学院ソシオテクノサイエ ンス研究部 教授
むらかみ ひとし 村上 仁士	防災対策（地震・津波 ・水防災）	徳島大学 名誉教授
もりもと こうじ 森本 康滋	植物	徳島県自然保護協会 会長
やまなか りょういち 山中 亮一	環境水理学（水質）	徳島大学大学院ソシオテクノサイエ ンス研究部 講師
ゆうき とよかつ 湯城 豊勝	洪水防御（河川工学、 水理学）	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 教授

五十音順・敬称略